

国立大学法人東京大学 御中

令和2年12月11日

令和2年度総長選考会議における 総長の選考過程の検証報告書

令和2年度総長選考過程検証委員会

委員長 泉 徳 治

委員 樋 渡 利 秋

委員 田 中 克 郎

委員 菊 田 行 紘

委員 大 河 原 遼 平

目次

第1	当検証委員会による本検証報告書の趣意等	4
1	当検証委員会設置の端緒及び目的	4
2	当検証委員会の構成	4
3	留意事項	4
第2	検証の概要	5
1	検証補助者	5
2	検証期間	5
3	検証方法	6
第3	令和2年度選考会議の経緯に関する検証結果	6
1	第1回選考会議	6
2	臨時選考会議	9
3	総長との懇談	9
4	第2回選考会議	10
5	代議員会	10
6	第4回経営協議会	10
7	第3回選考会議	10
8	第4回選考会議	11
9	第5回選考会議	11
10	第6回選考会議	11
11	第7回選考会議	12
12	第2次候補者の決定について（通知）	14
13	東京大学教員有志の質問状等の提出	14
14	第8回（臨時）選考会議	16
15	第9回（臨時）選考会議	16
16	意向投票の実施	17
17	第10回選考会議	17
第4	内規改正の適否に関する判断	17
1	国立大学法人法等との適合性	17
2	内規4条の改正の相当性	17
3	内規8条の改正の相当性	18
4	内規11条1項の改正の相当性	19
第5	第2次候補者選定の合意の成否に関する判断	20
1	藤井候補及び染谷候補を第2次候補者に選定することについての合意の成否	20
2	永井候補を加えた3人を第2次候補者に選定することについての合意の成否	20

3	第7回選考会議における議長の議事運営一般の妥当性.....	22
4	第7回選考会議の4回目の投票の際の議長の議事運営の妥当性.....	23
5	第7回選考会議で議長が匿名告発文に言及したことの妥当性.....	23
6	藤井候補を次期総長予定者とする決定の正当性.....	25
第6	第1次候補者及び第2次候補者の氏名の発表の適否に関する判断.....	25
1	第1次候補者の氏名の発表.....	25
2	第2次候補者の氏名の発表.....	26
3	国立大学法人法12条8項の公表義務.....	27
第7	令和2年度選考会議におけるその他の問題点の指摘.....	27
1	4月1日の選考会議委員の交代.....	27
2	第1回選考会議における内規改正及び「求められる総長像」改訂の議決方法.....	28
3	4月28日の「総長選考の開始の公示について」の添付資料.....	28
4	代議員会選出の第1次候補者の氏名等の漏洩.....	28
5	第7回選考会議の議事内容の漏洩.....	29
6	第2次候補者の所信表明の動画配信.....	30
7	議事要旨の内容.....	30
8	第7回選考会議の録音データの消去.....	31
第8	その他の総長選考過程上の検討課題に関する意見.....	31
1	学内委員の在任期間.....	31
2	選考会議の運営.....	33
3	学内構成員に対する情報提供の改善.....	33
4	選考会議の事務局機能の強化.....	34

第1 当検証委員会による本検証報告書の趣意等

1 当検証委員会設置の端緒及び目的

貴法人は、令和2年10月2日（以下、特段の指定がない場合は、日付は令和2年における日付を意味する。）、令和2年度の総長選考会議（以下「選考会議」という。）において、次期総長予定者を決定した。これに至る選考過程については、選考会議に対し、貴法人内外から要望書や質問状等が提出された。貴法人は、このような経緯を踏まえ、令和2年度選考会議における次期総長予定者の選考過程を検証することを目的として、令和2年度総長選考過程検証委員会（以下「当検証委員会」という。）を設置した。

2 当検証委員会の構成

当検証委員会は、以下の委員により構成される。

委員長：泉 徳治（TMI 総合法律事務所 元最高裁判所判事 弁護士）
委員：樋渡 利秋（同事務所 元検事総長 弁護士）
委員：田中 克郎（同事務所 弁護士）
委員：菊田 行紘（同上）
委員：大河原 遼平（同上）

3 留意事項

本検証及び本検証報告書は、以下の事項を前提とする点に留意されたい。

- (1) 本検証は、下記第2の3に記載のとおり、当検証委員会が貴法人から入手した資料及び貴法人等の関係者へのヒアリング等に基づき、下記第2の2記載の検証期間内で行われたものであり、本検証報告書は、作成時までに分析、検討した資料から確認できた内容のうち、本検証の目的に照らして指摘するべきであると考えられる点について記載しているものであって、入手した資料等から確認できた内容の全てを網羅的に記載したものではないこと。
- (2) 入手資料は、貴法人から提供を受けたものであり、メールサーバや個々人のメールを独自に全て収集し精査したものではなく、限定的なものであること。
- (3) 本検証においては、以下の事項を前提としていること。

- ① 検討対象となった書類上の署名及び押印は真正になされたものであること。
- ② 写しとして開示を受けた書類は、いずれも原本の正確かつ完全な写しであること。
- (4) 本検証報告書は、上記(2)及び(3)のとおり的前提において作成されたものであり、本検証外の資料及び関係者の供述等により本検証報告書と異なる事実が認められることを否定するものではない。そのため、新たな事実関係が判明した場合には、本検証報告書と異なる結論に至ることもあり得ること。
- (5) 本検証報告書において、次期総長選考に向けた選考システムの改善について意見を述べる部分があるが、選考システムをどのように改善するかは、もとより貴法人が決定すべきことで、当検証委員会が容喙すべきことではない。本検証報告書において述べる意見は、あくまでも一つの参考意見にすぎないこと。
- (6) 本検証及び本検証報告書作成は、貴法人との関係において客観的立場においてなされたものであり、かかる立場確保のために、貴法人その他いかなる者も本検証報告書作成者に対していかなる権利も取得せず、本検証報告書作成者に対していかなる請求も行わず、本検証報告書を証拠、資料その他主張等の根拠として使用しないこと及び本検証報告書作成者は、本検証報告書が当検証委員会委員の総意で良心に従って誠実に作成されたものであることを保証する点を除いて、貴法人その他いかなる者に対しても何らの義務及び責任を負わないこと。

第2 検証の概要

1 検証補助者

当検証委員会は、本検証の実施に当たり、以下の弁護士に対し検証の補助を依頼した。

TMI 総合法律事務所

弁護士 矢川乾介	同	安西みなみ	同	伊藤那美
同 上村祐聖	同	刀祢館菜摘	同	長光 哲

2 検証期間

本検証報告書は、令和2年10月13日から同年12月11日までの検証に基づいているものである。

3 検証方法

当検証委員会は、以下各号にも記載のとおり、関係者へのヒアリング、貴法人から提供を受けた資料、選考会議事務局が使用していた IC レコーダー 2 台（以下「本件レコーダー」と総称する。）のデジタルフォレンジックによって復旧された音声データを分析・検討することにより、本検証を実施した。

(1) 当検証委員会による関係者らに対するヒアリング

当検証委員会は、別紙 1 記載の令和 2 年度第 7 回選考会議当時の委員、同選考会議事務局担当者、第 1 次総長候補者（以下「第 1 次候補者」という。）、第 2 次総長候補者（以下「第 2 次候補者」という。）、学部長、教員、元理事及び総長に対するヒアリングを実施した。

(2) 本件レコーダーの音声データの抽出・復元

令和 2 年度第 7 回選考会議の議事は、本件レコーダーにより録音されていたが、音声データは消去され、その後、本件レコーダーは他の目的にも使用されて、他の録音が積み重ねられていた。

当検証委員会は、貴法人より本件レコーダーの提供を受け、10月21日、AOS データ株式会社に対し、本件レコーダーのデジタルフォレンジックによる音声データの抽出・復元を依頼し、290 個の音声データの復元を得た。

当検証委員会は、これらの音声データを全て聴いて内容を確認したところ、令和 2 年度第 7 回選考会議の議事の一部の音声を確認した。

(3) 令和 2 年度第 7 回選考会議の議事の録音反訳書

当検証委員会は、ヒアリング対象者から、令和 2 年度第 7 回選考会議の議事の録音反訳といわれる反訳書及びその電子データの複製を入手した。しかし、これらの反訳書及び電子データは、作成者や作成目的が不明のものであり、正確性も担保されたものではないため、当検証委員会は、これらを本検証の資料として用いなかった。

第 3 令和 2 年度選考会議の経緯に関する検証結果

1 第 1 回選考会議

第 1 回の選考会議（以下、特段の指定がない場合は、令和 2 年度の選考会議を意味する。）が、4 月 17 日から同月 28 日にかけて、メール審議の方式で開催された。同選考会議は、次の議決をした。

- ① 東京大学総長選考会議規則（以下「選考会議規則」という。）4条1項に基づき、委員の互選により、小宮山宏委員を令和2年度選考会議の議長に選出すること。
- ② 東京大学総長選考会議内規（以下「内規」という。）について、次の条項その他の改正を行い、4月28日から施行すること（下線が改正部分を示す）。
 - ア 4条1項

(選考方法)

第4条 選考会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示した上で、この内規に従って定められた候補者につき、投票資格を有する者に意向投票を行わせ、その結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 (略)

3 (略)

を次のように改正する（なお、4条2項及び3項も削除する。）。

(選考基準)

第4条 選考会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。

イ 11条

(候補者の選定)

第11条 選考会議は、第1次候補者の各々に対し、第4条の規定により提示した求められる総長像に照らし、その人格、学識、及び本学の教育研究を適切かつ効果的に運営する能力について面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、5名程度の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を定めるものとする。

を次のように改正する。

(候補者の選定)

第8条 選考会議は、第1次候補者の各々に対し、第4条の規定により提示した求められる総長像に照らし、面接を含めた調査を行い、その結果に基づいて、3人以上5人以内の第2次総長候補者（以下「第2次候補者」という。）を定めるものとする。

ウ 14条

(総長予定者の決定)

第14条 選考会議は、前条の投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 (略)

を次のように改正する。

(総長予定者の決定)

第11条 選考会議は、第8条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。

2 (略)

3 (略)

- ③ 五神真総長が令和3年3月31日付けで任期満了となるのに伴い、内規3条に基づき総長の選考を行うこと、及び内規5条に基づき次のとおり選考の開始を公示すること。

総長選考の開始の公示について

令和2年4月28日

東京大学

東京大学では、現五神真総長が令和3年3月31日付けで任期満了となることに伴い、本日、東京大学総長選考会議内規（以下「内規」という。）第5条に基づき総長選考の開始を公示しましたので、お知らせします。

今後、総長選考会議において下記の日程（暫定）により選考を行い、総長予定者を決定する予定です。内規第11条に基づく総長予定者の決定の際にも、その結果について、改めてお知らせさせていただくことを予定しております。なお、新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、日程は変更の可能性があります。変更の有無については5月中旬頃を目途に改めてお知らせする予定です。

【日程（暫定）】

- | | |
|----------|---------------------|
| 4月28日（火） | 総長選考の開始の公示 |
| 6月9日（火） | 第1次総長候補者の推薦（代議員会） |
| 6月24日（水） | 第1次総長候補者の推薦（経営協議会） |
| 9月7日（月） | 第2次総長候補者の選定（総長選考会議） |
| 9月30日（水） | 第2次総長候補者への意向投票 |
| 10月2日（金） | 総長予定者の決定（総長選考会議） |

【資料】

1. 総長選考の開始の公示にあたって（総長選考会議議長談話）
2. 東京大学総長選考プロセスのイメージ（流れ図）
3. 求められる総長像（令和2年4月28日総長選考会議）
4. 総長選考会議規則（平成26年6月26日改正）
5. 総長選考会議内規（令和2年4月28日改正）

- ④ 上記の総長の選考を行うに当たり、内規4条に基づき、4月28日付けで次のような「求められる総長像」を提示し、選考の基準を明らかにすること（下線（当検証委員会が付記）は平成26年7月8日付けの「求められる総長像」を改訂した部分を示す。）。

令和2年4月28日

総長選考会議

求められる総長像

東京大学総長は、東京大学憲章の掲げる目標・理念を尊重し、その達成・実現を追求する明確なビジョンと強い意志を有するとともに、次のような資質、能力及び実績に裏付けられた指導力と人々への奉仕的精神をもつことが期待される。

- 1 学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理観及び優れた学識
- 2 開学以来の伝統を活かしながらも、現代社会の要請に応え、必要に応じて大胆な改革を行い、「世界の東京大学」にふさわしい卓越性・独創性・多様性をそなえた教育研究活動を導く国際的な視野と実行力
- 3 組織構成員の幅広い支持を受け、円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、適切にリーダーシップを発揮し、効果的で機動的な組織運営を行う能力と実績
- 4 世界最高水準の学術研究・人材育成を推進するために、大学の財務基盤を強化し、社会の各界から幅広い理解・協力を得て、大学を経営していく能力
- 5 自由・自律及び多様性を重んじ、世界の学術の発展と協調的人類社会の実現に貢献しようとする強い使命感

(参考) 東京大学憲章

http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405851.html

2 臨時選考会議

臨時選考会議が、5月19日及び同月20日、メール審議の方式で開催された。同臨時選考会議は、総長選考日程の一部を変更し、代議員会による第1次候補者の推薦を7月7日、経営協議会による第1次候補者の推薦を7月22日と変更した。

3 総長との懇談

総長と選考会議委員との懇談が、6月24日の17時45分から18時10分まで、オンライン会議（Zoom）方式で開催された。

4 第2回選考会議

第2回選考会議が、6月24日の18時10分から19時まで、オンライン会議（Zoom）方式で開催された。同選考会議は、選考会議が第1次候補者を定めるために内規6条1項に基づき設ける代議員会の開催方式等について議決した。

5 代議員会

教職員から選出された代議員178人が第1次候補者として適当と認める者2人以内を連記で投票する第1回目の投票が、6月29日から7月2日まで、電子投票の形式で行われた。代議員会が、7月7日、オンライン会議（Zoom）と電子投票を組み合わせた方式で開催され、出席代議員が第1回目の投票の得票者の中から3人以内を連記で投票する第2回目の投票が行われ、得票多数者の宮園氏、藤井氏、染谷氏、A氏、B氏、C氏、D氏、E氏、F氏、G氏及びH氏の11人が第1次候補者となった。

代議員会の議長は、東京大学総長選考会議内規に関する了解事項（以下「了解事項」という。）3.（4）オ.に基づき、上記11人の氏名を50音順によりその席上において発表し、上記11人の得票数及びその順位は発表しなかった。なお、第1次候補者となった染谷氏、F氏及びH氏は、教育研究評議会選出の選考会議委員であったが、了解事項4.（1）により委員を辞職するものとされ、7月17日、教育研究評議会により秋田委員、堤委員及び保谷委員が後任の委員に選出された。

6 第4回経営協議会

第4回経営協議会が、7月22日の10時から11時40分まで、オンライン会議方式で開催された。同経営協議会は、永井氏を第1次候補者に選出した。なお、永井氏は、経営協議会選出の選考会議委員であったが、了解事項4.（1）により委員を辞職するものとされ、同日、経営協議会により遠藤委員が後任の委員に選出された。

その結果、7月22日現在の選考会議委員は、別紙2のとおりとなった。

7 第3回選考会議

第3回選考会議が、7月22日の11時45分から12時25分まで、オンライン会議（Zoom）方式で開催された。同選考会議は、代議員会から推薦された上記11人及び経営協議会から推薦された上記1人を第1次候補者とすることを決定した。

8 第4回選考会議

第4回選考会議が、8月26日の15時05分から17時まで、オンライン会議（Zoom）方式で開催された。同選考会議は、第1次候補者のうち辞退の申し出があったG氏及びH氏の2人を第1次候補者としなことを決定した。そして、第2次候補者の選考方法について議論し、書面や面接結果及び代議員会での投票の結果を踏まえ、できる限り合議により全委員の合意を得て候補者の絞り込みを行い（代議員会における候補者の得票数については、合議の直前に配布）、合議により絞り込めない場合は、表決により第2次候補者を選考することを合意した。

9 第5回選考会議

第5回選考会議が、9月2日の13時から16時15分まで、安田講堂2階大会議室で開催された。同選考会議は、第1次候補者に対する面接審査（第1日目）を行った。面接に先立ち、代議員会から推薦された第1次候補者11人の氏名と代議員会における得票数を記載した「代議員会選出 第1次総長候補者」と題する書面（ただし、上記8のとおり、2人は辞退していることを前提）を、回収資料として16人の委員に配布した。

10 第6回選考会議

第6回選考会議が、9月4日の13時から16時15分まで、安田講堂2階大会議室で開催された。同選考会議は、第1次候補者に対する面接審査（第2日目）を行った。面接に先立ち、上記の「代議員会選出 第1次総長候補者」と題する書面（ただし、上記8のとおり、2人は辞退していることを前提）を、回収資料として16人の委員に配布した。

面接の終了後、第2次候補者の選考方法について議論し、できる限り合議により全委員の合意を得て候補者の絞り込みを行うこと及び第7回選考会議では、最初に、各委員の意向を調査するための手段として各委員が無記名で各推薦する3人ないし5人の候補者を投票し、その後、各委員が意見を述べていくことを合意した。

1 1 第7回選考会議

(1) 第7回選考会議が、9月7日の14時から18時15分まで、安田講堂2階大会議室で、委員16人全員の出席の下で開催された(ただし、後述のとおり、小林委員は、16時ころ退席した。)。同選考会議の議題は、①第2次候補者の決定について、②第2次候補者への通知・学内への告示スケジュール等について、③意向投票の方法について、④その他、である。

(2) 同選考会議では、上記議題①の第2次候補者の決定について、最初に、小宮山宏議長(以下「議長」という。)を含む各委員の意向を調査するための手段として、各委員が無記名で3人ないし5人の候補者を連記して投票した。この1回目の投票の結果は、次のような票数となった。

藤井	染谷	永井	宮園	D	B	A	C	E	F
13	9	9	9	8	7	6	3	1	1

議長を含む16人の委員は、この結果を見て、得票数が最も多かった藤井候補を第2次候補者として、得票数の少なかったC候補、E候補及びF候補を第2次候補者の選考の対象から外すことを合意した。

(3) 次に、ダイバーシティという観点から、文系又は女性の候補を第2次候補者の選考の対象として残す場合、D候補とA候補のいずれを残すか、あるいはいずれも残さないかについての議長を含む各委員の意向を調査するための手段として、各委員が上記のうちの1人を投票することになった。この2回目の投票の結果は、次のような票数となった。

D	A	白票
9	4	3

議長を含む16人の委員は、この結果を見て、D候補を第2次候補者の選考の対象として残すことを合意した。

(4) 小林委員は、議長に対し、16時ころに退席する予定であることを告げていたところ、議長は、小林委員に対し、退席前に、第2次候補者として選びたい候補者名を順位を付けて記載したメモを残していくよう求めた。小林委員は、16時ころ、5人の候補者名を上から順に1人ずつ横書きしたメモを残して退席した。なお、このメモには、上記のとおり既に第2次候補者に決定された藤井候補の氏名は記載されていなかった。

(5) 続いて、藤井候補以外のどの候補を第2次候補者とするかについての議論が行われ、各委員の意向を調査するための手段として、議長を含む各委員が2人を連記して投票することになった。小林委員については、上記のメモに記載された上位2人を投票数に加えることになった。この3回目の投票の結果は、次のような票数となった。

染谷	永井	宮園	D	B
9	8	8	6	1

議長を含み小林委員を除く15人の委員は、この結果を見て、染谷候補を第2次候補者とする事、B候補を第2次候補者の選考の対象から外す事を合意した。

- (6) その後、宮園候補、永井候補及びD候補の中から誰を第2次候補者とするかについての議論が行われる中で、議長は、自分のところに、東京大学医学部附属病院の封筒に入った東京大学医学部附属病院有志一同という匿名の告発文が来ている、非常に短いものである、そこには、宮園候補には処分された教授とのリトラクトされた多数の共著があると書かれている、東京大学の本部法務課に調べさせたところ、宮園候補にはリトラクトされた共著が一つだけあり、宮園候補は多数の共著者の1人になっている、との発言をした。これに対し、白髭委員は、上記の共著の論文は既に厳しく検証されていて、宮園候補は不正行為への関与がないと明確に判定されている、この論文が蒸し返されるリスクはないと考える、告発というものはかなり無責任で、相手にしないほうがよい、との発言をした。

- (7) その後、議長が「私も何らかの形で投票やった方がいいと思うんだ。皆さんの本当に意思を確認しといた方が。」と発言し、議長を含み小林委員を除く15人の委員は、合議の上、第2次候補者を3人にする事、宮園候補、永井候補及びD候補の誰を第2次候補者とするかについてこれまでの3回の投票と同様の方法で議長を含む各委員が1人を投票すること、最高得票者が2人になった場合は、そのとき更に議論することを合意した。小林委員については、上記メモに記載された候補者で既に第2次候補者に決定された染谷候補を除く者のうち上位の候補者1人を投票数に加えることになった。この4回目の投票の結果は、次のような票数となった。

永井	宮園	D
7	6	3

この結果を見て、議長が「これでいいですか。」と発言し、誰かが何かを言いかけたとき、1人の委員が「あらかじめルールも確認した上ですから、もう結論に従わざるを得ないんじゃないでしょうかね。」と発言し、議長が「ルールはこの3人から1人ずつ選んで、同数でなければ1位をしましょう、というのがルールだったんで。」と言った後に一拍おいて「よろしいですね。」と発言し、1人の委員が「か、確認ですけど、ですから、藤井先生、染谷先生、永井先生。」と発言し、議長が「永井先生。」と言ってこれを肯定し、12秒ほどの沈黙の後、1人の委員が「ご苦労様でした。」と発言し、最後に、議長が「ご苦労様でした。本当にお疲れ様で。結論は、藤井先生、染谷先生、永井先

生、この3人を第2次候補者として我々は選定いたしました。あとの日程等は何か事務から連絡がありますか。」と発言した。その後、議長を含み小林委員を除く15人の委員は、約20分間にわたり、藤井候補、染谷候補及び永井候補を第2次候補者に選定したことを前提に、本部法務課職員の説明を聞きながら、第2次候補者決定の通知及び学内ポータルサイトへの掲載の方法、9月30日の意向投票の方法、10月2日の次期総長予定者の決定方法等を協議し、議長は、終盤で「先生方から何かありますか、ほかに。今。」と述べて委員の発言を促し、委員間の意見交換があった後、最後に「ほかに何かございますか。」と述べ、発言がないことを確認して会議を閉じた。

- (8) 第7回選考会議の議事録である「第7回総長選考会議議事要旨(案)」には、第2次候補者の決定について、「第2次総長候補者の選出について、審議の結果、3名の第2次総長候補者を決定した。」と記載されている。

1.2 第2次候補者の決定について(通知)

議長は、9月8日、貴法人の各部局長あてに「第2次総長候補者の決定について(通知)」を發し、藤井輝夫、染谷隆夫及び永井良三の3氏を第2次候補者に決定したことを通知し、「なお、第2次総長候補者の氏名並びにこれらの資料については、学内のみに公表するため取扱いにご留意願います。」と付記した。

1.3 東京大学教員有志の質問状等の提出

- (1) 東京大学教員有志は、議長あてに9月16日付けの質問状を提出した。同質問状の主な主張は、次のとおりである。
- ① 5人まで第2次候補者を定めることができるのに、なぜ工学系2人、医学系1人という偏向した少人数の人選を行う必要があったのか。
 - ② 第1次候補者の氏名をなぜ本学教職員に周知できないのか。
 - ③ 第2次候補者の氏名について、なぜ「学内のみに公表するため取扱いにご留意願います。」という箝口令を思わせる措置を採る必要があるのか。
- (2) 議長は、上記質問状に対し、9月23日付けの「回答」で次のように回答した。
- ① 選考会議は、求められる総長像に照らして最良の候補者を選出するという方針で臨み、その結果が今回の3人の第2次候補者となった。
 - ② 第1次候補者は立候補制ではなく推薦されて選ばれており、第2次候補者に選ばれなかった方への配慮から、従来からその氏名を公表しない扱いとしている。

- ③ 意向投票の投票有資格者は学内の教員のみで、学外の意見等を取り入れる環境に対応することはないと判断し、学外への公表を控えた。
- (3) 東京大学教員有志は、議長あてに9月23日付けの「質問状への「回答」に対する公開質問状」を提出した。同公開質問状の主な主張は、次のとおりである。
- ① 「5人程度」となっていた第2次候補者の人数を内規改正で「3人以上5以内」として人数を減らす可能性を挙げた理由は何か。
- ② 第1次候補者の氏名を公表しない理由は何か。
- ③ 第2次候補者の氏名について「取扱いにご留意願います」とした理由は何か。
- (4) 議長は、上記公開質問状に対し、9月28日付けの「回答」で次のように回答した。
- ① 選考会議が主体的に選考することをより明確にするため、第2次候補者の人数を「3人以上5以内」とした。
- ② 了解事項3.(4)オ.は、第1次候補者の氏名は代議員会の席上で発表することのみを定めており、それ以外の公表の取扱いは、選考の都度、選考会議で決めている。
- ③ 静謐な環境において意向投票が実施できるようにするため、学内情報の取扱いに留意を求めたものである。
- (5) 学内15部局長は、選考会議の議長及び委員に対し、9月24日付けの要望書を提出した。同要望書の主な主張は、次のとおりである。
- ① 候補者を絞り込む方法の明確な合意がなされぬまま、意向分布の確認なのか表決なのかその性質が不明確な投票が議長の強い誘導の下に繰り返し行われ、議決の過程が不分明である。投票が表決である場合には、了解事項1.に抵触する疑いが残る。
- ② 会議の席上、突然、議長から特定の候補に関する否定的な投書（匿名文書）の存在が示唆され、同文書の内容の真偽の確認及び選考資料としての採否に関する議論がなされないまま、同候補が排除される大きな原因になった。
- ③ そもそも、内規では3人ないし5人の第2次候補者の選定が可能であるところ、あえて最少人数の3人に候補者を絞り込んだ過程には不自然さがある。
- ④ 排除された上記特定候補は代議員投票で得票数第1位の候補であったとの情報もあり、もしこのような経過をたどって第2次候補者の選考が行われたとすれば、選考プロセスの公平性・透明性に大きな問題があるというほかない。
- (6) 元東京大学理事有志は、選考会議の議長及び委員に対し、9月25日付けの要望書を提出した。その主な主張は、上記の東京大学教員有志の質問状及び公開質問状の指摘に照らし、意向投票をひとまず延期し、十分な調査検証を行い、

学内外に十分な説明を行った上で、選考を再開すべきである、というものである。

1 4 第8回（臨時）選考会議

第8回（臨時）選考会議が、9月25日の18時30分から21時30分まで、オンライン会議（Zoom）方式で開催された。同臨時選考会議は、学内15部局長の同月24日付け要望書に対し回答を行うことを諮り、回答内容に関し議長を含む15人の委員が了承し、1人の委員が意見を保留した。選考会議は、同月26日から同月28日にかけて、メール審議により回答内容の審議を行い、学内15部局長に対する同月28日付け回答をまとめた。この回答に対し、2人の委員が、回答に記載されている「最終的には合議により、3名の第2次候補者を選出致しました。」等の事実に関し、認識に齟齬があるとして意見を保留した。そこで、選考会議は、「総長選考会議（意見保留2名）」の名義で上記回答を行った。

上記回答の要旨は、次のとおりである。

- ① 審議の仕方の決定と実際の審議において、議長は全員異存ないかを確認しつつ議事進行を行っており、投票の方法を用いつつも合議で決定された。
- ② 第1次候補者の1人ひとりについて、強みと弱みがあるので、それらについて選考会議委員全員で否定的な意見と肯定的な意見を出し合いながら、丁寧に検討を行った。こうした審議を踏まえ、最終的には合議により、3人の第2次候補者を選定した。
- ③ 第2次候補者の人数を3人以上5人以内としたことについては、選考会議が従来との対比でより主体的に選考に関与するのが望ましいとの選考会議委員の判断があった。
- ④ 第2次候補者の選定については、各第1次候補者の所見の文書、面接での発言と併せて、代議員投票の結果も踏まえた審議が行われた。

1 5 第9回（臨時）選考会議

第9回（臨時）選考会議が、9月29日の22時から23時15分まで、オンライン会議（Zoom）方式で開催された。議長から、学内15部局長が、会合を開き、意向投票を予定どおり実施することを了解した上、その旨総長に対し報告したことが及びそのことが総長から議長に伝えられたことが説明された。これを受けて、選考会議は、意向投票の実施の可否について審議し、議長及び欠席委員を除く14人による表決の結果、賛成14人、反対0人により、9月30日の意向投票を実施することを議決した。

1.6 意向投票の実施

第2次候補者への意向投票が、9月30日、予定どおり実施された。

意向投票の結果は、有資格者数2375人、投票総数2069票、有効投票数1818票、有効投票数の過半数910票、白票数251票、染谷候補635票、永井候補232票、藤井候補951票であった。

有効投票の過半数を得た者がいない場合は、繰り返し投票を行うことになっているが、藤井候補は1回の投票で有効投票の過半数を得た。

1.7 第10回選考会議

第10回選考会議が、10月2日の10時30分から12時15分まで、16人の委員の出席の下で安田講堂2階大会議室で開催された。

同選考会議は、次期総長予定者の決定について、面接等の調査及び意向投票の結果を考慮した上で検討を行った後、全委員から推薦する旨の意見のあった藤井候補を次期総長予定者とするものの可否について諮り、議長を除く15人による表決の結果、賛成15人、反対0人により、藤井候補を次期総長予定者とするのを議決した。

また、選考過程・制度の検証作業について、議長より説明があり、意見交換の結果、総長と議長が相談の上で、学内外の意見を取り入れることができるような検証体制を早急に構築することを確認した。

さらに、前記の「第7回総長選考会議議事要旨（案）」を承認した。

なお、この選考会議には、貴法人の監事が立ち会った。

第4 内規改正の適否に関する判断

1 国立大学法人法等との適合性

前記第3の1②ア、イ及びウ記載の内規4条（旧4条1項）、8条（旧11条）及び11条1項（旧14条1項）の改正内容は、いずれも、上位の法規である国立大学法人法、国立大学法人法施行規則、選考会議規則に違反するところがない。

2 内規4条の改正の相当性

内規4条の改正は、「選考会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示した上で、この内規に従って定められた候補者につき、投票資格を有する者に意向投票を行わせ、その結果を考慮して総長予定者を決定する。」を「選考会議が総長の選考を行うに当たっては、求められる総長像をあらかじめ提示し、選考の基準を明らかにするものとする。」と改めるものであるが、これは、4条を「選考方法」に関する規定から「選考基準」に関する規定に改めたことに伴うもので、相当性の点においても問題はない。

3 内規8条の改正の相当性

- (1) 内規8条の改正は、第1次候補者について行う面接を含めた調査の対象項目から、「その人格、学識、及び本学の教育研究を適切かつ効果的に運営する能力」を削除している。しかしながら、国立大学法人法12条7項は、「第2項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。」と規定しており、この規定から、「その人格、学識、及び本学の教育研究を適切かつ効果的に運営する能力」は当然に第1次候補者について行う面接を含めた調査の対象項目とになることが明らかである。そして、内規8条は、4条の規定により提示した「求められる総長像」に照らして第2次候補者を定めるものとするところ、「求められる総長像」は1として「学内外からの敬意・信頼を得るに足る高潔な人格と高い倫理感及び優れた学識」を掲げているから、上記改正に何ら問題はない。
- (2) 内規8条の改正は、選考会議が選定する第2次候補者の数を「5名程度」から「3人以上5人以内」と改めた。国立大学法人法12条2項は学長選考会議が学長選考を行うと規定しているところ、内規8条の上記改正は、選考会議の役割と主体性をより明確化するためのもので、相当性を有する。
- (3) 平成27年4月1日施行の国立大学法人法の一部改正により、学長の選考は学長選考会議が定める基準により行わなければならない、学長選考会議がこの基準を定めたときはこれを公表しなければならないとされたが、これは、学長選考会議が求められる学長像を明確に示した基準を定め、学長選考会議が当該基準について社会に対し説明責任を負うことにより、学長選考会議による主体的な選考が実現することを期待したものである。国立大学協会等の令和2年3月30日付け「国立大学法人ガバナンス・コード」も、「学長選考会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい

者を求め、主体的に選考を行うべきである。」としている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2019について」（令和元年6月21日閣議決定）は、「また国は、各大学が学長、学部長等を必要な資質能力に関する客観基準により、法律に則り意向投票によることなく選考の上、自らの裁量による経営を可能とするため、授業料、学生定員等の弾力化等、新たな自主財源確保を可能とするなどの各種制度整備を早急に行う。」としている。

選考会議の役割と主体性をより明確化するための内規8条の改正は、以上のような国立大学法人法等の要請にも適合するものである。

ちなみに、内規が平成16年4月1日に施行され平成20年1月22日に改正されるまでは、選考会議は3人以上5人以内の第2次候補者を選定するものとされ、平成16年に行われた総長選考で選定された第2次候補者は3人であった。

- (4) また、内規8条で第2次候補者選定の基準としている「求められる総長像」は、前記第3の1④のとおり改訂されているが、この改訂は、総長が備えることを期待されるものとして、明確なビジョン、実績に裏付けられた指導力、大胆な改革を行う実行力、適切なリーダーシップ、大学の財務基盤を強化し大学を経営していく能力を付け加えている。この改訂は、国立大学法人法12条7項が、学長の選考は「大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」のうちから行われなければならないとして、大学の経営に関する能力を重視していることに適合するものである。また、上記の「国立大学法人ガバナンス・コード」が、「国立大学法人は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、法人の長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築する必要がある。」としていることにも適合するものである。

4 内規11条1項の改正の相当性

- (1) 国立大学法人法12条2項は、同条1項に規定する国立大学法人による文部科学大臣への学長任命の申出は、学長選考会議の選考により行うものとして規定している。したがって、学長選考は、学長選考会議がその責任において行うべきもので、意向投票の結果のみに基づいて行うことは許されない。
- (2) 旧内規14条1項も、国立大学法人法12条2項の規定を受けたものであり、「選考会議は、前条の投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。」と規定していたものの、もとより意向投票の結果のみに基づいて次期総長予定者の決定を行うことを規定するものではなく、旧内規11条が面接を含めた調査の結

果に基づいて第2次候補者を定めるものとするとして規定していたことを受けて、意向投票の結果のほかに面接を含めた調査の結果をも考慮して次期総長予定者を決定すべきことを規定していたものである。

- (3) 内規11条1項は、「選考会議は、第8条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。」と規定しているところ、旧内規14条1項の趣旨を明確化したもので、この改正はもとより正当である。

第5 第2次候補者選定の合意の成否に関する判断

1 藤井候補及び染谷候補を第2次候補者に選定することについての合意の成否

前記の第7回選考会議の議事の結果で述べたとおり、藤井候補を第2次候補者に選定することについては、議長を含む16人の委員が合意し、染谷候補を第2次候補者に選定することについても、議長を含み小林委員を除く15人の委員が合意したことが明らかである。

2 永井候補を加えた3人を第2次候補者に選定することについての合意の成否

- (1) 前記の第7回選考会議の議事の結果で述べたとおり、第7回選考会議における4回目の投票をする前に、議長は、「私も何らかの形で投票やった方がいいと思うんだ。皆さんの本当に意思を確認しといた方が。」と発言していた。また、在席していた議長を含み小林委員を除く15人の委員は、第2次候補者を3人にすること、永井候補、宮園候補及びD候補の誰を第2次候補者に選定するかについて各委員がこのうちの1人を投票すること、議長も投票すること、小林委員については上記3人の候補者のうち前記メモに記載されていた上位の1人を投票数に加えること、最高得票者が2人になったときは更に議論することを合意していた。了解事項1.(2)は、「出席委員の過半数で議決するときは、議長は表決権を行使しない。」と規定しているところ、上記のとおり、議長や退席していた小林委員の票も算入することにしてきた。
- (2) 第7回選考会議では、4回目の投票の前に3回の投票が行われているところ、前に行われた3回の投票は、明らかに表決ではなく、委員の意向調査のための投票であった。そして、上記のように、4回目の投票の前に議長が委員の意思を確認するために投票をした方がよい旨の発言をし、4回目の投票が前の3回の投票とは趣旨の異なるものであることを指摘する発言は誰からもなかった。
- (3) 8月26日の第4回選考会議及び9月4日の第6回選考会議において、できる限り合議により全委員の合意を得て第2次候補者の絞り込みを行うことが

16人の委員の間で確認されているが、第7回選考会議における4回目の投票の前に、今回は全委員の合意が得られないので表決を行うべきであるという趣旨の発言は誰からもなかった。

- (4) 上記の4回目の投票で永井候補が最高得票を得たことが判明した後、議長は、「これでいいですか。」と発言し、更に「ルールはこの3人から1人ずつ選んで、同数でなければ1位をしましょうというのがルールだったんで。」と言いつつも、一拍おいて「よろしいですね。」と発言しており、議長のこれらの発言が永井候補を第2次候補者に選定することを確認する趣旨であることが明らかであるところ、永井候補を第2次候補者に選定することに異議を述べる委員はいなかった。
- (5) 第7回選考会議では、第2次候補者選定の議事が終わった後も、約20分間会議が続き、藤井候補、染谷候補及び永井候補の3人を第2次候補者に選定したことを前提とするその後の手続についての協議が行われており、永井候補の第2次候補者選定に異議を述べる余地がなかったわけではないが、異議を述べる委員はいなかった。
- (6) 以上を総合すると、第7回選考会議における4回目の投票も、表決ではなく、意向調査のための投票であり、議長を含み小林委員を除く15人の委員は、合議の上、第2次候補者を藤井候補及び染谷候補を含む3人とし、永井候補を3人目の第2次候補者に選定することに合意したと認めるのが相当である。
- (7) 第7回選考会議に出席していた委員の中には、内心において第2次候補者を3人とし、永井候補を3人目の第2次候補者とするに不満を抱いていた委員もいたと考えられるが、その委員も会議の場で異議の発言をしていない以上、会議では合意の意思表示をしたと認めるほかない。
- (8) 前記のとおり、学内15部局長の9月24日付け「要望書」で第2次候補者選定の成否について疑問が呈された後に開かれた同月29日の第9回（臨時）選考会議では、藤井候補、染谷候補及び永井候補を第2次候補者として同月30日に意向投票を実施することを、議長及び欠席委員を除く14人の委員の表決により、賛成14人、反対0人で議決している。また、10月2日の第10回選考会議では、藤井候補を次期総長予定者とするのを、議長を除く15人の委員の表決により、賛成15人、反対0人で議決している。さらに、第10回選考会議では、「第2次総長候補者の選出について、審議の結果、3名の第2次総長候補者を決定した。」との第7回選考会議議事要旨（案）をそのまま承認している。これら第9回（臨時）選考会議及び第10回選考会議での2回の議決は、第7回選考会議で議長を含む15人の委員が藤井候補、染谷候補及び永井候補の3人を第2次候補者に選定することを合意したとの前記認定を補強するものである。

3 第7回選考会議における議長の議事運営一般の妥当性

- (1) 第7回選考会議の中心議題は、第2次候補者の決定であったが、第2次候補者を決定する上での基本的な問題は、第2次候補者の決定と意向投票との関係をどのように考えるかであった。
- (2) この問題に関し、議長は、「やっぱり僕も総長をやっても分かるんだけど、やっぱり意向投票ってのはむしろやってもいいと思ってんですよ。だけど、そこまでに至るプロセスがやはり重要でね。この人たちが本当に大丈夫ですよという人が選ばれて、そこから意向投票をやると。そうであれば、パートナーシップの会社なんていうのも、そういうのをやっているところっていうのは結構あるんですよ。それはパートナー、総長って、確かに仲間の代表であってね、雇用者と被雇用者の関係ではないからね。だから、仲間の信頼っていうのは非常に重要。けども、やっぱり今経営とかね、ビジョン、パッション、世界の中に引っ張っていくっていうああいう総長像っていうのを、僕ら一生懸命決めたわけだね。それにふさわしい人を選ばなきゃいけないんですよ。」と述べている。議長のこの考えは、意向投票という制度は維持する、選考会議は意向投票の結果を尊重して第2次候補者の誰が過半数を得ても原則としてその者を次期総長予定者に決定する、ただ、次期総長予定者は選考会議が主体的にその責任において決定するのであるから、第2次候補者には選考会議として次期総長予定者に決定できる者のみを選定する、その観点から第2次候補者はできれば3人に絞るのが望ましい、とするものである。議長は、この考えを第7回選考会議の随所で述べている。
- (3) 議長の上記の考えは、国立大学法人法12条2項が文部科学大臣に対する学長の任命の申出は選考会議の選考により行うものとするとしていることに適合し、かつ、内規11条が「選考会議は、第8条の調査及び前条の意向投票の結果を考慮して総長予定者を決定する。」としていることにも適合し、もとより妥当なものである。また、議長が述べる総長像も、前記のとおり改訂された「求められる総長像」に適合している。これらの考えは、選考会議で決議され4月28日に発表された議長談話「総長選考の開始の公示にあたって(談話)」においても語られているところである。議長の上記発言は、独自の考えを押し付けたり、一部の外部グループの考えを代弁するようなものではない。
- (4) そして、議長は、穏やかな口調で上記の考えを披歴しており、第7回選考会議における議長の議事運営一般は妥当なものであったと評することができる。

4 第7回選考会議の4回目の投票の際の議長の議事運営の妥当性

- (1) 前記のとおり、第7回選考会議における投票がいずれも委員の意向調査のためのものであったとはいえ、藤井候補は1回目の投票で13票、染谷候補は3回目の投票で9票と、いずれも過半数を得ていた。しかし、4回目の投票の結果は、永井候補7票、宮園候補6票、D候補3票であり、過半数を得た候補者はおらず、しかも永井候補と宮園候補は1票差であった。したがって、議長の議事運営としては、永井候補及び宮園候補の2人を対象として再度の投票を提案するのがより妥当であったと考えられる。
- (2) また、議長は、上記の4回目の投票の際、第2次候補者を3人とすべき旨及び宮園候補を第2次候補者に選定することには消極的である旨の発言を繰り返した。
- (3) 国立大学法人法12条5項は、「議長は、学長選考会議を主宰する。」と規定している。すなわち、議長職に在る者は、選考会議の議事を整理し、会議を進行させる役割を担っており、自らの意向を述べる自由を有するとはいえ、できるだけ中立の立場で他の委員の自由な発言を促す方が、より望ましいと考えられる。その方が、内規2条2項本文が「選考会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。」と規定し、了解事項1.(2)が「出席委員の過半数で議決するときは、議長は表決権を行使しない。」として、議長職に在る者の議決権行使を最後に置いている趣旨にも沿うものといえる。
- (4) したがって、第7回選考会議の4回目の投票の際の議長の議事運営の妥当性については、やや疑問を呈さざるを得ない。
- (5) ただし、選考会議は高度の判断能力を有する委員の集まりであり、上記の4回目の投票の際に再度の投票を求める発言はなかったこと、議長の議事運営も委員の発言を抑圧するほどのものとは到底いえないことに照らすと、第7回選考会議における議長の議事運営が第2次候補者選定の合意を無効ならしめるものと評することはできない。

5 第7回選考会議で議長が匿名告発文に言及したことの妥当性

- (1) 第7回選考会議で、議長が宮園候補にはリトラクトされた共著が一つあると紹介した論文は、1999年のThe Journal of Biological Chemistry誌に発表されたもので、宮園候補は、加藤茂明教授を含む6人の共著者の1人になっている。同論文は、平成25年9月19日に撤回されている。東京大学科学研究行動規範委員会は、平成26年12月26日の「分子細胞生物学研究所・旧

加藤研究室における論文不正に関する調査報告（最終）」において、上記論文の図表2Cに不正があったと認定したが、旧加藤研究室関係の論文の共著者149人については、「不正行為への関与は無いとした者」と認定した。宮園候補は、上記149人の1人で、不正行為への関与はないと認定されていた。

上記論文では、宮園候補らが1997年にNature誌に発表した研究の過程で取得したいくつかの遺伝子を加藤研究室に供与したものが使われた。宮園候補らは、研究で得た成果物は可能な限り無償で速やかに供与するという姿勢を長年わたり貫いてきた。研究の成果物を他の研究者に供与することは、科学の発展に寄与するものである。宮園候補は、加藤研究室に6種類以上の遺伝子を送ったこともあり、加藤教授から共著者になってほしいとの申し出があり、当時の日本の研究者の間では遺伝子を供与した場合に共著者になることは一般的であったことから、共著者になることを了承したものである。すなわち、宮園教授は、共著者といっても、上記論文の執筆自体には関わっていない。

- (2) 東京大学医学部内では、かつては、「医学部有志」あるいは「附属病院有志」という匿名の文書が教授会メンバーなどにしばしば送られてきていた。15年ほど前に、医学系研究科の教授会において、「匿名の告発には対応しない」という当時の研究科長の発言があり、以来、匿名の文書はほとんど見られなくなっていた。また、匿名の文書を公式の会議で取り上げるには、事前に十分精査した上で議論するようになっていた。
- (3) 匿名の告発文は、作成者がその文面に責任を負わず、作成者にその意図等を問いただす機会がないものである。そして、議長としては、選考会議で匿名の告発文に言及するのであれば、適正な法の手続の精神に照らし、9月4日の宮園候補の面接の際に、宮園候補に示して、その反論を聴いておくことが望まれた。
- (4) また、議長は、選考会議で告発文に言及するのであれば、各委員に告発文そのものを示して、告発文の実際の内容を見せ、誤解が生じるのを防ぐべきであった。議長は、本部法務課職員に調べさせた結果、リトラクトされた論文の中に宮園教授の共著が一つだけあったと述べているが、上記の東京大学科学研究行動規範委員会の「分子細胞生物学研究所・旧加藤研究室における論文不正に関する調査報告（最終）」は公表されているものであるから、同調査報告が宮園候補を「不正行為への関与は無いとした者」149人の1人と認定していることも紹介すべきであった。
- (5) したがって、議長が第7回選考会議で宮園候補に係る匿名の告発文に言及したことは、妥当性を欠くといわざるを得ない。
- (6) ただし、議長は、第7回選考会議において、匿名の告発文の内容自体は正確に伝えており、「非常に短いもので、それ自体はもちろん宮園候補を処分すると

か、そういった性質のものではない」という趣旨の発言をしている。そして、議長の告発文の紹介内容は、それ自体としては第2次候補者の選考についてそれほど大きな影響を与える性質のものとは認め難い。

- (7) また、第7回選考会議の場で、白髭委員（定量生命科学研究所長）が、上記の共著の論文は既に厳しく検証されていて、宮園候補は不正行為への関与がないと明確に判定されている、この論文が蒸し返されるリスクはないと考える、との発言をしている。
- (8) 選考会議は高度の判断能力を有する委員で構成されており、生命科学分野の専門家である白髭委員の発言もあり、議長以外の委員は、議長が言及した匿名の告発文の総長選考において持つ意味合いをある程度正確に判断できたと考えられる。
- (9) 以上の諸点を考慮すると、議長の匿名の告発文に関する発言は、妥当性を欠くものといわざるを得ないものの、第7回選考会議における第2次候補者選定に関する合意を無効ならしめるほどのものとは認め難い。

6 藤井候補を次期総長予定者とする決定の正当性

- (1) 上記のとおり、第7回選考会議において、藤井候補を第2次候補者に選定することについては、議長を含む16人の委員が、染谷候補及び永井候補を第2次候補者に選定することについては、議長を含み小林委員を除く委員15人が、それぞれ合議の上で合意している。
- (2) 第9回選考会議において、当初の予定どおり藤井候補、染谷候補及び永井候補の3人を第2次候補者として意向投票を行うことを、議長及び欠席委員を除く14人の委員による表決により、賛成14人、反対0人で議決している。この議決は、上記3人を第2次候補者とするものの合意が成立していることを14人の委員が確認する趣旨を含むものである。
- (3) そして、第10回選考会議において、藤井候補を次期総長予定者と決定することを、議長を除く委員15人による表決により、賛成15人、反対0人で議決している。
- (4) したがって、藤井候補を次期総長予定者とする決定は、正当に成立し、全く問題のないものである。

第6 第1次候補者及び第2次候補者の氏名の発表の適否に関する判断

1 第1次候補者の氏名の発表

- (1) 代議員会推薦の第1次候補者の氏名は、7月7日の代議員会の席上で発表され、選考会議に通知される以外、学内を含め発表されない取扱いとなっている。経営協議会推薦の第1次候補者の氏名も、選考会議に通知される以外、学内を含め発表されない取扱いとなっている。
- (2) 第1次候補者の氏名については、了解事項3.(4)オ.本文が「代議員会の議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。」と規定し、了解事項3.(8)が「代議員会の議長は、第1次候補者が定まったときは、これを選考会議に通知する。」と規定する以外、その発表を命じる規定はないから、上記(1)の取扱いが規則違反となるものではない。
- (3) 第1次候補者は代議員による投票や経営協議会委員による投票に自ら立候補した者ではなく、第1次候補者から選考会議に対し明確な辞退の表明があった場合は、選考会議において辞退を認め、第2次候補者選定の対象者から除外する取扱いとなっているから、上記(1)の取扱いを不当なものということとはできない。
- (4) ただ、平成26年度の総長選考においては、代議員会で選出された第1次候補者の氏名が経営協議会には通知されていたところ、今回から代議員会で選出された第1次候補者の氏名は経営協議会にも通知されない取扱いとなった。経営協議会はその独自の判断で2人程度の第1次候補者を推薦するものであり、その第1次候補者は代議員会選出の第1次候補者と重複することを妨げないものであるから、代議員会選出の第1次候補者の氏名を経営協議会に通知する必要はないともいえる。しかし、代議員会選出の第1次候補者の氏名は、経営協議会が誰を第1次候補者として推薦するかを決定する際の一つの参考資料となり得ることは否定できない。したがって、平成26年度の取扱いと今回の取扱いのいずれがより妥当であるかは、にわかに判断することが困難であるといわざるを得ない。次回以降の選考過程を検討する上での課題の一つといえよう。

2 第2次候補者の氏名の発表

議長は、9月8日付けで各部長あてに「第2総長候補者の決定について(通知)」を発したが、その中で「なお、第2次総長候補者の氏名並びにこれらの資料については、学内のみに公表するため取扱いにご留意願います。」と付記した。この付記は、今回の選考から初めて加えられた。意向投票に学外の影響を受けないという趣旨のもので、もとより妥当性を欠くものとはいえない。ただ、意向投票の投票資格を有する者が教授会の構成員等であることを考慮すると、付記を加えるほどの必要性があるかはやや疑問であり、閉鎖的な印象を与えることは否めないから、この措

置を続けるかどうかは、次回以降の選考過程を検討する上での課題の一つといえよう。

3 国立大学法人法12条8項の公表義務

国立大学法人法12条8項及び国立大学法人法施行規則1条の2第1項は、学長の選考が行われたときは「当該選考の結果」、「当該者を選考した理由」及び「選考の過程」を公表し、学長の選考の基準を定め又は変更したときは「当該基準」を公表しなければならないと規定しているところ、貴法人は、藤井候補を次期総長予定者に選考した選考結果、選考理由、選考過程をホームページ上に掲載し、選考基準である「求められる総長像」もホームページ上に掲載しており、国立大学法人法の求めに従っている。第1次候補者及び第2次候補者の氏名は、もとより、国立大学法人法が求める公表事項には該当しない。

第7 令和2年度選考会議におけるその他の問題点の指摘

1 4月1日の選考会議委員の交代

- (1) 選考会議は、経営協議会選出の委員（以下「学外委員」という。）8人及び教育研究評議会選出の委員（以下「学内委員」という。）8人で構成されている。これは、選考会議に、社会の多様な分野から選ばれた学外委員により社会（学外）の意見を反映させるとともに、学内委員により教育研究活動の現場の意見を反映させる趣旨によるものである。委員の任期は2年で、再任を妨げず、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とされている。
- (2) 令和2年度の選考会議が開始された4月1日で見ると、学外委員8人は3月31日に任期満了となったが、全て再任された。一方、学内委員4人は3月31日に任期満了となったが、部局ローテーションで委員を交代するため、全て退任し、再任されなかった。その上、学内委員は部局の長のポスト指定で選任されるため、任期途中の1人が部局の長の交代に伴って委員を退任している。すなわち、学内委員は、4月1日に8人中5人が交代している（なお、5人のうち2人は教育研究評議会の構成員でなくなったため、その交代はやむを得ないといえる。）。
- (3) 令和2年度の次期総長予定者決定に向けた制度の整備は、実質的には令和元年度に行われている。前記第3の1で述べた内規の改正及び「求められる総長像」の改訂は、実質的には、令和元年度の選考会議においてまとめられている。第1回選考会議で議決された了解事項の改正も、同様である。したがって、令

和元年度に制度の整備に当たった委員が、令和2年度における次期総長予定者の決定に携わるのが望ましかったことは明らかである。委員の交代は、令和2年度選考会議委員間の意思疎通を妨げ、上記の制度整備の趣旨に関する共通認識の醸成を妨げた嫌いがある。

- (4) 令和2年度が実際に次期総長予定者を決定する年度であったことを考えると、上記学内委員の5人のうちの3人の機械的な交代は問題であったといわざるを得ない。

2 第1回選考会議における内規改正及び「求められる総長像」改訂の議決方法

- (1) 前記第3の1の内規改正及び「求められる総長像」改訂は、4月17日ないし4月28日のメール審議による第1回選考会議で議決された。
- (2) ただ、内規改正及び「求められる総長像」改訂は、独立した議題として掲げられておらず、改正案・改訂案が議題「総長選考開始の公示について」の添付資料とされていた。
- (3) 上記の改正案・改訂案は、令和元年12月3日及び令和2年1月28日の選考会議WG(学内委員によるワーキング・グループ)と科所長との懇談会において科所長に説明されているものではあるが、内容の重要性に照らし、改正・改訂を独立の議題として掲げ、新任の学内委員5人もその趣旨を明確に理解できるようにすることが望まれた。

3 4月28日の「総長選考の開始の公示について」の添付資料

東京大学ホームページに掲載された4月28日の「総長選考の開始の公示について」の添付資料には、内規は掲げられているものの、了解事項は掲げられていない。了解事項の規定内容に鑑み、上記添付資料に加えることが望まれた。

4 代議員会選出の第1次候補者の氏名等の漏洩

- (1) 7月7日の代議員会で選出された第1次候補者11人の氏名等については、代議員会議長が代議員会の席上で11人の氏名のみを発表するにとどめた。そして、代議員会議長は、「なお、第1次総長候補者の氏名については、この場限りの発表となります。選出自体が候補者の了解を得られているものではなく、その結果については、学内外を含め公表の取扱いとしてはおりませんので、代議員限りとしていただきますようお願いいたします。また、スマートフォン等による撮影についてもご遠慮いただきます。候補者氏名の取扱いについては、

十分ご留意いただきますようお願いいたします。」旨の説明をした。代議員会議長のこの発言は、了解事項3. (4) オ.の「代議員会の議長は、第1次候補者の氏名を50音順によりその席上において発表する。ただし、各第1次候補者の得票数及びその順位はこれを発表しないものとする。」との規定に適合するものである。

- (2) 選考会議は、3月18日の令和元年度第6回選考会議で決定した「総長選考の基準・結果等の公表等の取扱いについて」において、代議員会における第1次候補者の選出は非公表とすることを決めていた。
- (3) 選考会議は、7月22日の第3回選考会議において、代議員会選出の11人を第1次候補者と決め、第1次候補者から辞退の表明があった場合は8月26日の選考会議でその取扱いの検討や決定をすること及び候補者の辞退・承認に関する情報は公表しないものとするのを決めているが、各委員には第1次候補者の氏名のみを伝え、代議員会での得票数は伝えていなかった。
- (4) 選考会議は、9月2日の第5回選考会議及び9月4日の第6回選考会議における第1次候補者の面接の際に、代議員会選出の第1次候補者11人の氏名及び得票数を「回収資料」として各委員に席上配布した。
- (5) しかし、代議員会選出第1次候補者11人の氏名及び得票数が漏洩し、インターネットのウェブページにも掲載されるに至っている。
- (6) 代議員会選出の第1次候補者は、本人が立候補したものではなく、候補者となることを辞退することもでき、現に、11人のうち2人が辞退している。また、第1次候補者で第2次候補者に選定される者は限られている。したがって、第1次候補者の中には第1次候補者となったこと及びその得票数を公表されたくないとする者がいる可能性が考えられ、公表されないという利益は保護されるべきである。上記の漏洩は遺憾な事態といわざるを得ない。
- (7) 選考会議としては、更に情報管理に努めるべきであり、漏洩を防止するための了解事項等の改正も検討すべきである。

5 第7回選考会議の議事内容の漏洩

- (1) 9月7日の第7回選考会議の議事について、その開始から終了までの模様を誰かが録音し、その反訳書及び反訳書の電子データが学内外に配られるという事態が発生した。
- (2) 同選考会議の議事は、16人の委員が合議により10人の第1次候補者から第2次候補者を選定することであり、会議はもとより非公開で行われ、実質的にも秘密として保護するに値するものである。各委員は、非公開であることを前提として、第1次候補者についての評価を述べ、意向調査のための投票も行

い、意見交換を行っている。このような議事の録音反訳書等が学内外に配られるということになれば、委員の自由な発言が妨げられ、第2次候補者の選定という公務の遂行に著しい支障が生じ、委員、特に学外委員と貴法人との信頼関係が損なわれるおそれがあるばかりか、第1次候補者の名誉も傷つけられかねない。

- (3) これまでの選考会議における内規改正等の議論の中では、選考に関する情報の保護という論点が取り上げられてこなかった。そのため、選考に関する情報のうち秘匿すべきものについての明確なルールがないことも事実である。しかしながら、第7回選考会議の議題である第2次候補者の決定に関する議事が、東京大学教職員就業規則30条において遵守が求められている「秘密」に該当することは明らかである。また、議事を録音し、その反訳書等を配る行為が国立大学法人法18条違反に直ちに該当するか否かはともかく、議事が同条において保護されている「秘密」に該当することも明らかである。上記のとおり、この議事の模様を録音し、その反訳書等を配ったことは、遺憾な行為といわなければならない。
- (4) 選考会議としては、再発防止のため、情報の管理に関するルールを定め、少なくとも、内規に「会議は公開しない」と明記することを検討すべきである。

6 第2次候補者の所信表明の動画配信

今回の総長選考においては、一部の学部の有志が第2次候補者の所信表明の動画配信を行った。動画配信は、選考プロセスの中で比較的重要な意味を持つ性質のものであるから、行うのであれば、選考会議において実施するのが望ましいと考えられる。学内で動画配信の企画が持ち上がった段階で、選考会議WGから選考会議に提案するなどして、選考会議として動画配信を行うかどうかを決定することが望ましかった。

7 議事要旨の内容

- (1) 選考会議においては、会議終了後に事務局（本部法務課の法規チーム）が「議事要旨（案）」を作成し、これを次回以降の選考会議で承認している。その議事要旨が簡略すぎて、分かりやすさに欠ける憾みがある。
- (2) 例えば、第1回選考会議の議事要旨では、議事の「4 選考開始の公示について」として「選考開始の公示の実施について、資料4及び資料5に基づきメール審議にて提案され、公示内容のうち日程に関する部分について一部修正・再審議のうえ了承された。」と記載されている。この資料4の一部として「求

められる総長像」の改訂案と内規の改正案が添付されており、これらの改訂・改正が議決されたと理解することができるが、分かりにくいことは否定できない。

また、第7回選考会議の議事要旨では、議事の「1 第2次総長候補者の決定について」として「第2次総長候補者の選出について、審議の結果、3名の第2次総長候補者を決定した。」と記載されている。しかし、3人の氏名や委員の途中退席等の事実が記載されていない。

- (3) 一方、第10回選考会議の議事要旨では、議事の「1 次期総長予定者の決定について」として、「面接等の調査及び意向投票の結果を考慮した上で検討を行ったのち、全委員から推す旨の意見のあった藤井輝夫候補を次期総長予定者とするものの可否について諮られた。議長を除く15名による表決の結果、賛成15名、反対0名により、藤井輝夫候補を次期総長予定者とするものを議決した。」と記載されている。これは過不足のない記載といえる。
- (4) 今後は、全ての選考会議について、第10回選考会議のような議事要旨を記録として残すことが期待される。東京大学法人文書管理規則4条1項は、「職員等は、文書管理者の指示に従い、法第11条第1項の規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、本学における意思決定に至る過程並びに本学の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。」と規定している。議事要旨は、選考会議の意思決定に至る過程を検証することができるように作成する必要がある。

8 第7回選考会議の録音データの消去

- (1) 第7回選考会議に立ち会った事務局職員は、会議途中での発言内容の確認や会議後の議事要旨案の作成のため、会議の内容を本件レコーダーで録音したが、会議終了後に、聴き返す必要もなくなったことから、録音データを消去した。
- (2) しかし、録音データは、今回のように議決の成否が問題となったときの検証資料として役立つことを考慮すると、少なくとも次期総長予定者の決定又は令和2年度選考会議の終了の時までは保存しておくことが望ましかったといえる。

第8 その他の総長選考過程上の検討課題に関する意見

1 学内委員の在任期間

- (1) 選考会議の学内委員8人は、選考会議の議事に直接参加するほかに、選考会議WGを構成し、総長選考プロセスにおいて重要な役割を果たしている。選考会議WGは、「求められる総長像」、総長選考スケジュール、総長選考のプロセス・方法等及び関連規則等につき、事前の検討・立案を行って、これを選考会議に提案している。選考会議WGは、事前の検討・立案に当たっては、学内の意見交換及びアンケートを通じ、代議員会の構成、意向投票のあり方及び候補者に関する情報提供の充実等について、様々なステークホルダーの意向確認を行っている。そして、選考会議WGは、科所長との懇談会等を通じ、選考会議の決議事項を説明し、ステークホルダーとのコミュニケーションを図っている。選考会議WGの上記のような機能は、次年度以降も更に強化することが求められる。
- (2) 令和2年度においても、学内委員が選考会議WGを構成して選考会議の議題の事前検討等を行っているが、学内委員と学外委員との間における意思疎通が必ずしも十分ではなく、「求められる総長像」をめぐる意見交換も十分とはいえない面が見られた。今回は、新型コロナウイルス感染症の影響で、4月から8月までに開かれた5回の選考会議が全てメール審議又はオンライン会議（Zoom）の方式で行われ、そのことが委員間の意思疎通を妨げる要因となったことは否定できない。しかし、それ以上に問題であるのは、学内委員の短期間での交代である。
- (3) 学内委員の短期間での交代の原因としては、前記第7の1(2)で述べたことのほかに、選考会議の委員が第1次候補者に選出された場合は委員を辞職するということがあり、令和2年度でも学内委員3人が第1次候補者に選任され、7月17日に委員の交代があった。
- (4) 第2次候補者の選定が行われた第7回選考会議の直近の8月31日現在の在任期間を見ると、学外委員の場合、4年5月が5人、約3年2月が1人、1年5月が1人、約1年半が1人であり、学内委員の場合、1年5月が2人、5月が3人、約1年半が3人である。
- (5) 学内委員については、平成30年度において、1年後に退任する委員を4人、2年後に退任する委員を4人とし、1年度に半数ずつが交代するようにするための調整が行われた。しかし、学内委員の場合、部局長の交代に伴って委員を交代する上、第1次候補者に選出されて委員を辞職する者も多いため、それだけ委員の交代が多くなっている。

部局長を交代しても委員は交代しないという扱いが考えられる。第1次候補者に選出された委員も、直ちに第1次候補者を辞退する旨を申し出た者は、そのまま委員として在任させる措置を採ることも考えられる。教育研究評議会で

若干名の補充委員を選出し、補充委員を選考会議に立ち合わせるという措置も考えられる。

- (6) 選考会議は、総長選考を行う前の年度（今回についていえば令和元年度）から、内規及び了解事項の改正、その運用、「求められる総長像」の改訂等の具体的検討を始めるため、総長選考に直接関与する委員は、前年度から委員として上記の具体的検討に参加することが望ましいといえる。

前記第3の1で述べたように、メール審議で行われた令和2年度の第1回選考会議において、内規の改正及び「求められる総長像」の改訂が議決された。これらの改正・改訂は、実質的には令和元年度の選考会議でまとめられていたもので、令和2年度のメール審議による第1回選考会議での議決はそれを追認する形式的なものである。

以上のような令和元年度からの具体的検討にも参加した上で令和2年度の第7回選考会議に出席した委員は、学外委員が8人中7人であるのに対し、学内委員は8人中2人にすぎない。そのため、内規の改正や「求められる総長像」の改訂の趣旨に関して、令和2年度の学外委員と学内委員との間で十分な意見交換が行われたか及び一定の共通認識が醸成されていたかが懸念される。

また、委員間の信頼関係の構築にも一定の期間が必要である。

総長選考に直接関与する委員は、前の年度から委員に選出しておき、総長選考過程の見直し等に関与させるということも、検討事項の一つと心得る。

2 選考会議の運営

- (1) 選考会議においては、各委員の席上に、選考会議規則、内規、了解事項等の関係規則等の冊子を配置することが考えられる。
- (2) 具体的な第2次候補者の選定及び総長予定者の決定を行う選考会議には、貴法人の監事の立会いを求めることが考えられる。
- (3) 第2次候補者の選定及び総長予定者の決定を行う選考会議においては、議事の録音を行い、録音データを共用フォルダに収納し、特定の者以外はこれに接触できない措置を講じることが考えられる。議事の録音データを残すことは、今回のように、議決の正当性に疑義を呈された場合の検証にも役立つと考えられる。ただし、委員間の率直な意見交換が損なわれることがないように、録音を行わないということも考えられ、慎重な検討が必要である。

3 学内構成員に対する情報提供の改善

- (1) 了解事項は、その規定内容の重要性に照らし、内規等とともに学内ポータルサイトに掲載することが考えられる。
- (2) 内規の改正内容や「求められる総長像」の改訂内容については、選考会議WGが科所長との懇談会において説明しているが、このような重大な改正等については、改正等の内容自体を学内ポータルサイトに掲載して、学内構成員一般に対しても周知することが望まれる。
- (3) 他の大学では、選考会議の議事要旨をホームページに掲載する例や、議事概要をホームページに掲載した上、その詳細については学内構成員のみがアクセスできる措置を講じている例がみられる。選考会議と学内構成員とのコミュニケーションを図るため、議事要旨を学内構成員にも分かりやすいものにした上で、学内ポータルサイトへ掲載することが考えられる。
- (4) 学内構成員向けに、第2次候補者の所信表明の動画配信を選考会議の管理の下で行うことが考えられる。

4 選考会議の事務局機能の強化

- (1) 選考会議の事務局機能は、本部法務課法規チームが担っている。国立大学の法人化に伴い、学長（総長）には、大学での経営面での責任が加わり、教育研究面と経営面の双方の最終責任者としての強いリーダーシップを発揮することが要請されるようになった。国立大学法人法は、学長の責任の重大性に鑑み、経営協議会の代表者と教育研究評議会の代表者が同数で構成する学長選考会議を設け、学長選考会議において、学長選考の基準や手続を定めるとともに、具体的な候補者の選考を行い、学長の解任の申出も行うこととしている。したがって、選考会議の事務局の責任も重大である。
- (2) 令和2年度の選考会議の運営については、既に指摘したとおり、内規改正や「求められる総長像」改訂という重要事項に関する議題の設定、委員への周知方法及び議事要旨のまとめ方に問題があった。そして、議事要旨案一般のまとめ方の不十分さも問題であった。また、第7回選考会議の議事内容の漏洩をはじめとして、令和2年度の選考会議の運営に混乱が生じたことについても、事務局には一定の補佐責任があるといわざるを得ない。
- (3) 次年度以降の選考会議の運営に向けて、事務局機能の強化も一つの課題といえよう。

以上

(別紙1) ヒアリング対象者

(別紙2) 東京大学総長選考会議委員名簿 (令和2年7月22日現在)

(別紙1) ヒアリング対象者

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科長・教育学部長 教育学研究科教職開発コース 教授
飯村 豊	政策研究大学院大学 客員教授 政策研究院 シニア・フェロー
遠藤 信博	日本電気株式会社 取締役会長
大崎 博之	東京大学大学院新領域創成科学研究科長
大澤 裕	東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
太田 邦史	東京大学大学院総合文化研究科長・教養学部長
梶田 隆章	東京大学 卓越教授・特別荣誉教授 宇宙線研究所長
鎌塚 聡	東京大学 総務部長
岸 輝雄	東京大学 名誉教授 物質・材料研究機構 名誉理事長 新構造材料技術研究組合 理事長
岸 利治	東京大学生産技術研究所長
清原 慶子	杏林大学 客員教授 ルーテル学院大学 学事顧問・客員教授
小林 喜光	株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役会長
小宮山 宏	株式会社三菱総合研究所 理事長 プラチナ構想ネットワーク 会長 東京大学 第28代総長
五神 真	東京大学 第30代総長
佐藤 岩夫	東京大学社会科学研究所長
白髭 克彦	東京大学定量生命科学研究科長
染谷 隆夫	東京大学大学院工学系研究科長・工学部長
田中 純	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部 教授
堤 伸浩	東京大学大学院農学生命科学研究科長・農学部長
永井 良三	自治医科大学 学長 東京大学 名誉教授
延原 和志	東京大学本部法務課 副課長
藤井 輝夫	東京大学 理事・副学長 社会連携本部長 東京大学生産技術研究所 教授
保谷 徹	東京大学史料編纂所長

星野 真弘	東京大学理学系研究科長・理学部長 大学院理学系研究科地球惑星科学専攻・教授
程 近智	アクセンチュア株式会社 相談役
宮園 浩平	東京大学 理事・副学長 東京大学 教授 医学系研究科・医学部
森田 朗	津田塾大学総合政策学部総合政策学科 教授
門馬 清仁	東京大学本部法務課長
大和 裕幸	一般財団法人次世代環境船舶開発センター 代表理事 工学博士
渡邊 努	東京大学 教授・経済学部長・経済学研究科長 株式会社ナウキャスト 創業者・技術顧問 キヤノングローバル戦略研究所 研究主幹 コロンビア大学CJEB リサーチアソシエイト

(別紙2) 東京大学総長選考会議委員名簿 (令和2年7月22日現在)

選出会議	氏名	任期	備考
経営協議会	飯村 豊	H28. 4. 1 ～R4. 3. 31	政策研究大学院大学シニア・フェ ロー 財団法人日仏会館評議員会議長
経営協議会	遠藤 信博	R2. 7. 22 ～R4. 3. 31	日本電気株式会社取締役会長
経営協議会	岸 輝雄	H28. 4. 1 ～R4. 3. 31	新構造材料技術研究組合理事長 外務大臣科学技術顧問(外務省参 与)
経営協議会	清原 慶子	H28. 4. 1 ～R4. 3. 31	前三鷹市長 ルーテル学院大学学事顧問・客員 教授 杏林大学客員教授 元東京工科大学メディア学部長
経営協議会	小林 喜光	H31. 4. 1 ～R4. 3. 31	株式会社三菱ケミカルホールデ ィングス取締役会長
経営協議会	小宮山 宏	H28. 4. 1 ～R4. 3. 31	株式会社三菱総合研究所理事長
経営協議会	程 近智	H28. 4. 1 ～R4. 3. 31	アクセンチュア株式会社相談役
経営協議会	森田 朗	H29. 6. 23 ～R4. 3. 31	津田塾大学総合政策学部教授 研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター セ ンター長
教育研究評議会	渡邊 努	H31. 4. 1 ～R3. 3. 31	経済学研究科長
教育研究評議会	秋田 喜代美	R2. 7. 17 ～R4. 3. 31	教育学研究科長
教育研究評議会	堤 伸浩	R2. 7. 17 ～R3. 3. 31	農学生命科学研究科長
教育研究評議会	星野 真弘	R2. 4. 1 ～R4. 3. 31	理学系研究科長
教育研究評議会	大崎 博之	R2. 4. 1 ～R4. 3. 31	新領域創成科学研究科長

教育研究評議会	保谷 徹	R2. 7. 17 ～R3. 3. 31	史料編纂所長
教育研究評議会	岸 利治	H31. 4. 1 ～R3. 3. 31	生産技術研究所長
教育研究評議会	白髭 克彦	R2. 4. 1 ～R4. 3. 31	定量生命科学研究所長

(注) Hは平成を、Rは令和を表す。任期は当初の任命時からの期間である。